

区長報告第一号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による昭和四十三年三月十八日港区議会議決（訴訟、和解および損害賠償額の決定に関する区長の専決処分について）に基づき、和解について令和二年十二月十一日次のとおり処分したので、同法同条第二項の規定に基づき報告する。

令和三年二月十七日

港区長 武井 雅 昭

記

一件名 損害賠償（交通）請求控訴事件に係る和解

二 当事者 控訴人 東京都港区芝公園一丁目五番二十五号

港区

被控訴人 個人

三 事件の要旨

原告（被控訴人）は、平成三十一年二月二十一日、被告（控訴人）である区の職員が運転

する自転車と原告（被控訴人）が運転する普通乗用自動車が発生した事故（以下「本件交通事故」という。）により発生した損害について、令和元年六月三日、区に対し、損害賠償を求め民事訴訟を東京簡易裁判所に提起した。

令和二年三月十九日、東京簡易裁判所から原告（被控訴人）の請求を認容する判決の言渡しがあり、区は、同月二十七日、これを不服として東京地方裁判所に控訴を提起した。

#### 四 和解条項

東京地方裁判所から和解の勧告があったので、次のとおり和解した。

- (一) 控訴人は、被控訴人に対し、本件解決金として、二万二千百二十九円の支払義務があることを認める。
- (二) 控訴人は、被控訴人に対し、(一)の金員を、令和三年一月十二日限り、被控訴人の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は控訴人の負担とする。
- (三) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (四) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件交通事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (五) 訴訟費用は、第一審及び第二審を通じて、各自の負担とする。